エネルギー使用量および CO₂ 排出量 算定報告書 (2023 年度)

株式会社 島津製作所

1. 対象期間

2023年4月1日~2024年3月31日

2. 対象範囲

株式会社島津製作所および主要なグループ会社の本社、工場、事業所、研究所、支社、支店、営業所

※ 対象範囲の詳細は、別紙参照

3. 算定方法

[Scope1 · 2]

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)ベースで算定しています。電気については、日本国内では環境省より公表されている電気事業者ごとの調整後排出係数を使用し、海外では IEA の排出係数データ(IEA Emission factors 2019 に記載されている2017年の値)を使用して算定しています。

[Scope3]

- ・カテゴリ 3 (Scope1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動):調達している燃料および電力の物量に、燃料等調達時の排出原単位 *1,2 を乗じて算定しています。
- ・カテゴリ6(出張):常用従業員数に、従業員当たりの排出原単位*1を乗じて算定しています。
- ・カテゴリ7(雇用者の通勤):常用従業員の勤務形態別都市区分別人数に、勤務日数及び排出原単位*1を乗じて算定しています。
- ※1 環境省・経済産業省 サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算 定のための排出原単位データベース Ver.3.4 を適用。
- ※2 国立研究開発法人 産業技術総合研究所・一般社団法人サステナブル経営推進機構 IDEA (Inventory Database for Environmental Analysis) Ver.2.3 を適用。

4. 算定結果

【エネルギー使用量・Scope1,2】

				_	Scope1+2
		使用量(GJ)	CO ₂ 排出量(t)	CO ₂ 排出量(t)	CO ₂ 排出量(t)
拠点合計		☑ 955,895	☑ 2,624	☑ 7,785	☑ 10,409
内	島津製作所				
訳	本社・三条工場	391,333	971	0	971
	紫野工場	5,913	28	0	28
	厚木工場	11,271	8	0	8
	秦野工場	27,549	3	0	3
	瀬田事業所	121,159	22	62	84
	基盤技術研究所	41,327	26	0	26
	(けいはんな)				
	殿町事業所	19,216	0	0	0
	島津テクノリサーチ (本社)	27,247	120	287	407
	島根島津 (本社)	34,175	530	0	530
	島津ダイアグノスティク ス (結城事業所)	43,706	537	1,972	2,509
	その他国内拠点	32,835	14	905	919
	米国グループ会社	54,534	132	1,011	1,143
	欧州グループ会社	33,926	189	0	189
	中国グループ会社	75,791	19	1,616	1,635
	その他海外グループ会社	35,912	24	1,934	1,957

[Scope3]

Scope3	CO2排出量(t)
カテゴリ 3: Scope1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	☑ 1,729
カテゴリ 6: 出張	☑1,848
カテゴリ7:雇用者の通勤	☑ 1,034

- ※ 再生可能エネルギー電力証書 (I-REC) を活用して控除した CO_2 排出量は 3,595t- CO_2 です。
- ※ ☑ を付した値について第三者保証を受けています。

各項目を四捨五入しているので合計値と合わないことがあります。

Scope 1: 事業所で使用するガス、A 重油、灯油、ジェット燃料などに起因する CO_2 排出量

Scope 2:事業所で他者から購入する電力に起因する CO2 排出量

Scope 3カテゴリ 3:調達している燃料、電力の上流工程に起因する CO2排出量

Scope 3 カテゴリ 6: 従業員の出張に起因する CO_2 排出量 Scope 3 カテゴリ 7: 従業員の通勤に起因する CO_2 排出量

【別紙】

- 1) エネルギー使用量、Scope1,2、Scope3カテゴリ3の算定対象範囲は以下の通りです。
- (株) 島津製作所 (敷地内のグループ会社を含む)
 - ・ 本社・三条工場、紫野工場、厚木工場、秦野工場、御池地区※、 瀬田事業所(草津分工場を含む)、基盤技術研究所(けいはんな)、殿町事業所 支社・支店・営業所

(東京支社、関西支社、九州支店、名古屋支店、横浜支店、北関東支店、神戸支店、つくば支店、広島支店、東北支店、札幌支店、四国支店、静岡支店、岡山営業所、郡山営業所、松山営業所)※

■国内グループ会社(島津製作所敷地内の拠点以外)

- ・ (株) 島津テクノリサーチ (本社・東京事業所※・中部事業所※)
- 島根島津(株)(本社)
- ・ 島津ダイアグノスティクス (株) (本社※・結城事業所・久喜事業所※)
- ・ (株) 島津アクセス (本社・東京支社・大阪支店・九州支店) ※
- ・ (株) 島津デバイス製造 (カルニュー飯田事業所)※
- ・ 島津サイエンス西日本 (株) (本社・大阪支店)※
- ・ 島津サイエンス東日本 (株) (本社・東京支社) ※
- (株) 島津ジーエルシー(本社)※
- · (株)島津理化(本社·東京支社)※
- 島津ロジスティクスサービス(株)(京都南事業所)※
- ・ 太平工業 (株) (本社) ※ ※データはその他国内拠点に含まれます。

■中国グループ会社

- 島津企業管理(中国)有限公司(北京分公司、上海分公司、広州分公司、瀋陽分公司、四川分公司、南京分公司、烏魯木斉分公司、西安分公司、重慶分公司、昆明分公司、深圳分公司、武漢分公司、河南分公司)
- 北京島津医療器械有限公司
- · 天津島津液圧有限公司
- 島津儀器 (蘇州) 有限公司
- 寧波島津真空技術開発有限公司

■米国グループ会社

- · Shimadzu Scientific Instruments, Inc.
- · Shimadzu Aircraft Equipment USA
- · Shimadzu U.S.A. Manufacturing, Inc.

■欧州グループ会社

- < U.K. > Kratos Group PLC.
- ・ <ドイツ> Shimadzu Europa GmbH
- ・ <フランス>ALSACHIM SAS

■その他海外グループ会社

- ・ <シンガポール> Shimadzu (Asia Pacific) Pte Ltd.
- ・ <ベトナム> Shimadzu Vietnam Co., Ltd.
- ・ <マレーシア> Shimadzu Manufacturing Asia Sdn. Bhd.
- ・ <フィリピン> Shimadzu Philippines Manufacturing Inc.
- · <韓国 > Shimadzu Korea Vacuum Equipment Co., Ltd.

- 2) Scope3 カテゴリ 6 の算定対象範囲は(株) 島津製作所と連結子会社 79 社です。
- 3) Scope3 カテゴリ 7 の算定対象範囲は(株) 島津製作所に限定されます。

以上



独立した第三者保証報告書

2025年3月31日

株式会社 島津製作所 代表取締役社長 山本 靖則 殿

デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

代表取締役 長冷友春

デロイトトーマツサステナビリティ株式会社(以下「当社」という。)は、株式会社 島津製作所(以下「会社」という。)が作成した「エネルギー使用量および CO₂排出量 算定報告書(2023年度)」(以下「報告書」という。)に記載されている☑の付された 2023年度のエネルギー使用量および CO₂排出量(以下「CO₂関連情報」という。)について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の規準(報告書の2.対象範囲及び3.算定方法に記載)に準拠してCO2関連情報を作成する責任を負っている。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質マネジメントシステムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、CO₂ 関連情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準 3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(国際監査・保証基準審議会)、「国際保証業務基準 3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」(国際監査・保証基準審議会)及び「サステナビリティ情報審査実務指針」(サステナビリティ情報審査協会)に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- ・ 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積りの基礎となったデータのテスト又は見積りの再実施を含めていない。
- ・ データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、事業所の現地調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その 実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれ ば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、CO2 関連情報が、会社が採用した算定及び報告の規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以上